

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 395

2019年 11 月号 NOVEMBER



今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ✎ 令和元年分の年末調整
- ✎ 無申告のペナルティ
- ✎ はしやすめ ・長寿社会と年金の未来
- ✎ 税務まめ辞典 ・商品券の取扱い



shima
accounting & management
center

株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡 恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和元年分の年末調整



昨年からの変更点

今回税金を計算する上での改正はありませんが、元号改正により様式が改正されています。また、令和2年分の扶養控除等(異動)申告書の「住民税に関する事項」に“単身児童扶養者”欄が追加されました。児童扶養手当の支給を受けている父または母のうち、婚姻をしていない者または配偶者の生死の明らかでない者に該当する方は☑を付けるようになっています。

年末調整の準備資料とポイント

1. 各人の1年間の賃金台帳の整理・集計

- ・事業所の月毎の賃金台帳と納付した所得税徴収高計算書（源泉税納付書）と一致しているか
- ・中途入社の方から前職の有無を確認し、源泉徴収票を提出してもらいましょう

2. 扶養控除等(異動)申告書

- ・全ての人（乙欄以外）が提出し、年初と年末の扶養親族の異動が確認されているか
- ・年少扶養・一般扶養・特定扶養の区別間違いがないか（16歳未満は扶養控除できません）
- ・昨年までにマイナンバーを記入している人については省略して構いません。
- ・中途入社や中途退職した方がいる場合は、その日付の分かる資料の提出をお願いします

3. 配偶者控除等申告書

- ・扶養控除等（異動）申告書の「源泉控除対象配偶者」欄に記載がある場合は必ず配偶者控除等申告書を提出してください
- ・配偶者の収入が無い場合も配偶者控除等申告書の「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」に0円と記入して下さい
- ・本人の給与収入が12,200,000円以下かつ配偶者の給与収入が2,016,000円未満の場合は配偶者控除又は配偶者特別控除ができます
- ・配偶者の合計所得金額の見積額の計算が難しい場合は収入金額だけでも構いませんので記入をお願いします

4. 保険料控除申告書

- ・各種証明書の添付が必要（生保・介護医療・個人年金・地震・国民年金・小規模企業共済等）
- ・社保適用がない従業員の国民健康保険料の記載を確認

5. 住宅借入金等特別控除申告書（2年目以降の住宅ローン減税）

- ・平成31年分の住宅借入金等特別控除申告書と金融機関が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」が必要です

国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類添付が必要

海外に居住している扶養親族を控除対象とする場合（特に外国人を雇用している場合）は、扶養控除等申告書の「非居住者である親族」欄に○印をして、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を提出または提示しなければいけません。これらの書類が外国語で作成されている場合は訳文も必要です。

また、複数の扶養親族がいる場合に扶養控除等の適用を受けるためには、各人別の「送金関係書類」が必要となります。例えば配偶者にまとめて送金等がされている場合には、配偶者のみの「送金関係書類」に該当し、配偶者以外の国外居住親族に係る「送金関係書類」には該当しないことになります。

無申告のペナルティ



最近、人気芸人の無申告がニュースで取沙汰されたのは記憶に新しいところです。また、少し前に、世間を騒がせていた「闇営業」も会社を通さずに報酬を得た「無申告」に該当します。

通常、会社員であれば「無申告」は関係のない話ですが、次のような場合は申告が必要です。特に昨年、働き方改革の一環として厚生労働省ではモデル就業規則を改訂し、「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」という規定を削除したことで、これから副業による無申告について税務署も目を光らせてくると思いますので心当たりのある方はご注意ください。

① 給与等以外の所得が20万円を超える場合

あくまでも“所得”ですから収入から必要経費を引いた残りが20万円を超えた場合となります。

② 2ヶ所以上から給与等の支給を受けている場合で、年末調整をしていないほうの給与等の収入金額が20万円を超える場合

こちらは“収入”となっていますので、20万円を超えるアルバイト料などがあれば申告が必要。

確定申告を忘れた場合のペナルティ

個人の場合、原則として毎年2月16日から3月15日までに確定申告及び納付をすることになっていますが、無申告を指摘された場合、以下のようなペナルティが課せられます。

① 無申告加算税（申告期限までに申告書を提出しなかった場合）

納付すべき税額に対して50万円までは15%、50万円超の部分は20%が課せられます。

ただし、税務調査の通知前に自主的に期限後申告した場合は5%

なお、法定申告期限から1ヶ月以内に自主的に申告・納付し、過去5年間に無申告加算税又は重加算税を課されたことがない場合は申告の意思があったとみなし無申告加算税は課されません。

② 重加算税（事実を仮装・隠ぺいし、過少申告又は無申告だった場合）

本来課される税額の35%～40%が課せられます。

③ 延滞税（法定納期限までに納付されなかった場合）

本来納付すべき税額に延滞税の割合を掛けて、法定納期限の翌日から納付されるまでの日数に応じて課せられます。

延滞税の割合は2019年中の場合、納期限の翌日から2ヶ月経過日までの納付で年2.6%、

2ヶ月を経過した日以後の納付で8.9%。（ただし延滞税が1,000円未満の場合は納付義務なし）

その他のペナルティ

過少申告加算税（申告はしていたが本来の税額よりも少なく申告していた場合）

新たに納めることになった税額の10%。（新たに納める税額が当初の申告納税額または50万円とのいずれか多い金額を超える部分に対しては15%）

ただし、税務調査の事前通知が行われる前に自主的に修正申告をした場合は対象外となります。

【過少申告加算税のイメージ】

1. 本来納付すべき税額200万円だったが期限内に申告した税額が40万円だった場合（<50万円）
過少申告分160万円のうち、50万円までは10%、残り110万円に対しては15%
2. 本来納付すべき税額200万円だったが期限内に申告した税額が60万円だった場合（>50万円）
過少申告分140万円のうち、60万円までは10%、残り80万円に対しては15%

不納付加算税（給料等から徴収している源泉所得税を納付期限までに納めなかった場合）

納付すべき税額に10%が課せられます。ただし、税務署からの告知を受ける前に自主的に納付した場合は5%に軽減されます。

※いずれの加算税も5,000円未満の場合は納付義務がありません。

はしやすめ

長寿社会と年金の未来



日本人の平均寿命は男性が81.25歳（前年比0.16歳増）、女性は87.32歳（同0.05歳増）でともに過去最高を更新しました。一方、健康寿命（自立して生活できる年齢）は男性が74.79歳、女性は72.14歳で平均寿命と比べて大きな開きがあります。

また、1人の女性が生涯に産む子の数にあたる出生率は1.42で、2018年に生まれた子どもの数は91万8,397人と過去最低を更新し、3年連続で100万人を割っており、現状のままでは社会保障の支え手である労働人口が減少の一途をたどると、**最悪の場合2052年度には国民年金の積立金が枯渇**するという結果がこのほど厚生労働省が5年ごとに実施している年金制度の“財政検証”により公表されました。

財政検証では将来受け取る年金の給付水準を「所得代替率」という指標で示しています。**所得代替率とは夫婦2人の年金を現役世代の男性の平均収入で割ったものをいいます。**2019年の年金制度では、厚生年金に40年間加入していた夫（妻は専業主婦）の年齢が65歳時に受け取れる年金は、夫婦2人の基礎年金13万円に夫の厚生年金9万円を加えた合計22万円。これに対して現役男性の平均手取り収入額は35.7万円。現時点での所得代替率は61.7%となります。（ $22万円 \div 35.7万円 = 61.7\%$ ）

政府は100年先まで所得代替率50%を維持したい考えですが、今回の財政検証では、このまま少子高齢化が進むと、**経済成長が上昇しても約30年後には所得代替率が50%まで下がる**と試算されています。上記のモデルケースの場合、年金は17.8万円となり年間で50万円も減ってしまう計算です。逆に経済成長が悪くなると所得代替率は38%まで落ち込みます。

公的年金の給付財源は、「①現役世代からの保険料収入」、「②税金」、「③過去の保険料の残り（積立金）」で賄われていますので、「③積立金」が無くなると、もらえる年金は減り、現役世代が支払う保険料と税金は増えることが容易に想像できます。

政府は「確定拠出年金」や「つみたてNISA」で税金を優遇し、将来の生活資金を自助努力で準備するよう仕向けています。

また、年金の給付年齢を75歳まで延長できる改正案を提出する予定ですが、いくら頑張っても健康寿命が延びないと余生を謳歌できるはずがありません。消費税増税よりも無駄な公共事業や巨額の防衛費、無能な議員の報酬を減らし、「どうせ年金は払ってももらえない」と嘆く若者のために限られた税金を使ってもらいたいものです。果たして長生きしたその先に明るい未来が待っているのでしょうか。

税務まめ辞典

商品券の取扱

商品券は換金性が高いため、通常は購入した時点では損金に算入されません。また贈答した相手により処理する勘定科目が異なります。

得意先や関係先など事業に関連のある者に対して贈答した場合は交際費として処理します。

ただし税務調査では配布先や金額をチェックされますので、商品券の使用状況が分かる書類を作成しておく必要があります。

①商品券を渡した日付、②配布先（会社名や担当者名）、③金額（種類や枚数）④支出の目的（〇協力の謝礼などを記載し用途が分かるようにしておくことがポイントです。

商品券は裏金作りなどに利用されるケースがあるため、**税務調査で“商品券の用途を具体的に示す書類がない”と指摘を受けた場合、悪くすると『使途秘匿金』とされ、損金にならないどころか更に支出額の40%を追加課税されま**す。

また、役員や従業員に支給することも考えられますが、その場合は給与課税されます。ただし役員に支給した場合は役員賞与となり、事前に届け出ていない賞与は損金不算入となりますのでご注意ください。